

インセンタ―で燃焼実験を行っており、太平洋セメント大船渡工場でも22日から試験的な焼却が始まった。同工場も被災し、炉の稼働を再開させたばかりで、本格稼働は11月頃になる見込みだ。

国が示したマスタープランに従い3年で処理を終了する計画だが、県内処理のみでは困難と判断しており、県外の施設にも受け入れを打診している。また、吸水性のある質、布団、マットレス、家具、海中から引き上げられた廃棄物などは塩分が高く、セメント工場での引き受けが困難なことが予想されるため、仮設焼却炉の設置も検討している。

大手・中堅企業の被災建物 認定外災廃処理に課題 自治体ごと 現地で困惑の声

東日本大震災で発生し、理に向け、国、県、市町、つあり、実際の処理も、被災各地では、災、た大量の災害廃棄物の処、村の対応方針が固まりつ、徐々に始まっている。し、害廃棄物と認められない

廃棄物」の処理が問題となり始めている。住宅や中小企業の建物は大規模半壊以上と認められれば、自治体の費用で解

体・撤去されるが、それ以外の大手・中堅企業の建物などについては、自主的に解体し処分しなければならぬ。その判断基準も自治体によってもらつきが出ている。被災地からは「地元の企業の支援が不十分では、産業復興は遠のくばかり」と不満の声も上がっている。

被災地の各自治体は市、民や中小企業からの申請に基づき、大規模半壊以上の建物などの解体・撤去作業を本格化し始めている。災害廃棄物の発生量は、自治体の責任で処理すべきと判断した廃棄物量の合計で、こうした企業の廃棄物は含まれていない。これらはかなりの量になつて見込まれ、処理を進めるとなると焼却や埋め立て施設の受け入れ能力の問題も出てきた。